

平成29年度大阪地方最低賃金審議会

第322回総会 会議次第

平成29年7月28日（金） 午前10時00分
(大阪合同庁舎第4号館2階 第1共用会議室)

1 開 会

2 議 事

- (1) 平成29年度地域別最低賃金額改定の目安について
- (2) 大阪府最低賃金の改正に係る意見について
- (3) 平成28年度大阪府最低賃金の答申要望に関する取り組み状況報告について
- (4) その他

3 閉 会

大阪地方最低賃金審議会 第322回総会

(平成29年度 第3回)

資料目次

資料1 平成29年度地域別最低賃金額改正の目安について	1
資料2 大阪府最低賃金の改正決定に係る意見書	
(2-1) 全大阪労働組合総連合の意見書	9
(2-2) 生協労連大阪府連合会の意見書	11
(2-3) 大阪自治体労働組合総連合の意見書	19
(2-4) 自交総連大阪地方連合会の意見書	21
(2-5) 大阪医療労働組合連合会の意見書	23
(2-6) 大阪労連女性部の意見書	25
(2-7) 全国一般労組大阪府本部の意見書	29
(2-8) 一般社団法人大阪タクシー協会の意見書	31
資料3 各団体からの最低賃金改正等に係る要請	
(3-1) UA ゼンセン住江労働組合からの要請書	35
(3-2) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 団体署名による要請書	37
(3-3) 全大阪労働組合総連合・全国労働組合総連合取扱 個人署名による要請書	39
(3-4) 日本共産党大阪府議会議員団からの要望書	41
資料4 平成29年度地域別最低賃金の審議の進め方	43
資料5 答申要望に関する取組状況報告（平成28年度）	45

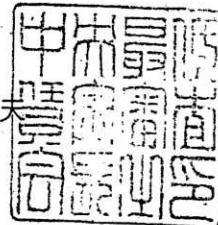
(写)

平成 29 年 7 月 27 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

中央最低賃金審議会

会長 仁田 道夫



平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 29 年 6 月 27 日に諮問のあった平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一 致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を發揮されることを強く期待するものである。
- 4 政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

平成29年7月25日

1. 平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成29年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	26円
B	茨城、栃木、富山、山梨、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	25円
C	北海道、宮城、群馬、新潟、石川、福井、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、徳島、香川、福岡	24円
D	青森、岩手、秋田、山形、福島、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	22円

2. (1) 目安小委員会は、今年度の目安審議に当たって、平成29年全員協議会報告の3(2)で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取捨選択を行った資料を基にするとともに、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた。

今年度の公益委員見解を取りまとめるに当たっては、特に非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていることを重視し、名目GDP成長率は前年に比べ低下したものの、賃金改定状況調査結果第4表の賃金上昇率や春季賃上げ妥結状況等における非正規雇用労働者及び中小企業の正規雇用労働者の賃金上昇率など賃金に関する指標が全般的に上昇傾向にあること、影響率は上昇している一方、雇用者数等については増加傾向にあること、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等、様々な要素を総合的に勘案し、検討を行ったところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待する。

(2) 生活保護水準と最低賃金との比較では、前年度に引き続き乖離が生じていないことが確認された。

なお、来年度以降の目安審議においても、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第3項及び平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、引き続き、その時点における最新のデータに基づいて生活保護水準と最低賃金との比較を行い、乖離が生じていないか確認することが適当と考える。

(3) 最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告の3(2)及び4(3)に基づき、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。

(4) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が今年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成29年7月25日

1はじめに

平成29年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の根拠等についてそれぞれ真摯な議論が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

2労働者側見解

労働者側委員は、最低賃金の水準が依然として低く、地域間の格差が拡大傾向にあるとの問題意識から、一般労働者の賃金改定率だけではなく、あるべき賃金水準の議論を行うことが必要であると述べ、「円卓合意」や「雇用戦略対話合意」も踏まえつつ、生計費を考慮し、当面目指すべき水準として、最低賃金額が800円以下の地域をなくすことが急務であり、Aランクについては1,000円への到達を目指すべきであると主張するとともに、これらの水準の到達時期については、経済環境等にも配慮しつつ、3年以内とすべきであると述べた。

また、現在の地域別最低賃金額の水準で法定労働時間働いた場合でも年収200万円に到達せず、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第1条の「賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図る」という法目的に鑑みて低水準であると述べるとともに、最低賃金近傍で働いている労働者の中には、正社員として働く機会がないこと又は家庭の事情があること等により非正規雇用で働いている者が少なくないことから、雇用形態に関わらず、働いて稼いだ賃金で家族とともに生活し、将来展望が描ける社会を実現すべきであると主張した。

さらに、目安制度が導入された昭和53年当時に比べ、生活文化圏や経済圏が広範囲となり、隣県との格差拡大が働き手の流出にもつながっている状況を是正するためには、地方最低賃金審議会の自主性発揮を促すことが必要であり、目安額を示す際はこうした点を考慮すべきであると主張した。

最低賃金がその機能を発揮するには一定程度の影響率は必要であり、また影響率上昇による雇用への悪影響は出でないと主張した。

労働者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記1の公益委員見解については、不満の意を表明した。

3使用者側見解

使用者側委員は、中小企業の景況感は緩やかながら改善傾向にあるものの、その動きは大企業に比べて鈍く、休廃業や解散する企業の件数が過去最高となったことに加え、人手不足の影響が強まっており、先行きの不透明感は依然として強いとの

認識を示した。

また、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に記載されている最低賃金に関する内容は、これまで政府が示してきた方針と同様のものであり、その意味は、毎年機械的に最低賃金を 3 % 程度引き上げるのではなく、名目 GDP 成長率が 3 % に達しない場合には、そうした状況を考慮しながら最低賃金の引上げ額を議論することであると主張した。

さらに、最低賃金の大幅な引上げには、当該引上げの影響を受けやすい中小零細企業に対する効果的な生産性向上等の支援策の実施や拡充が不可欠である一方、政府の施策の十分な成果が見られないまま最低賃金の大幅な引上げだけが先行して実施されてきたとの現状認識を示した上で、今年度についても合理的な根拠を示さないまま、最低賃金の大幅な引上げの目安を提示することとなれば、目安制度、ひいては最低賃金の決定プロセス自体が成り立たなくなるのではないかとの強い懸念を表明した。

また、今年度の目安審議に当たっては、諮問文で求められている働き方改革実行計画への配慮は必要であるが、目安審議は、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)、第 9 条に定められている最低賃金決定の 3 要素を考慮すべきであり、これらを総合的に表している賃金改定状況調査結果のとりわけ第 4 表を重視するとともに、急激に上昇した影響率を十分に考慮した、合理的な根拠に裏打ちされた目安を提示すべきであると主張した。

使用者側委員としては、上記主張が十分に考慮されずに取りまとめられた下記 1 の公益委員見解については、不満の意を表明した。

4 意見の不一致

本小委員会(以下「目安小委員会」という。)としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

5 公益委員見解及びその取扱い

公益委員としては、今年度の目安審議については、平成 29 年 3 月 28 日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」(以下「平成 29 年全員協議会報告」という。)の 3 (2) で合意された今後の目安審議の在り方を踏まえ、加えて、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に配意し、諸般の事情を総合的に勘案し、下記 1 のとおり公益委員の見解を取りまとめたものである。

目安小委員会としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

また、地方最低賃金審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

さらに、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

記

(以下、別紙1と同じ)

2017年7月26日

団体名 全大阪労働組合総連合
 代表者名 議長 川辺 和宏
 住所 大阪市北区錦町2-2

大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書

「2016年国民生活基礎調査」では、相対的貧困率が15.6%、子どもの貧困率が13.9%、生活意識について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯が56.5%という結果となり、国民生活は依然として厳しい状況です。

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

昨年、大阪では25円引き上がり府下25万3千人の労働者に影響しました。しかし、883円では、フルタイムで週5日働いても年収170万弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。全労連が行った最低生計費調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月22万～24万円、年額270万円前後が必要という結果が出ており、時給に換算して約1500円の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えてます。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円の到達を求めます。

記



- 1、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

2017年7月12日

大阪地方最低賃金審議会会長 殿



生協労連大阪府連合会
執行委員長 土橋 豊
大阪市天王寺区悲田院町8-10
国労南近畿会館2階

大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書

2017年度の最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。今年度の大坂府最低賃金額の改定にかかわり、意見を述べさせていただきます。

1. 最賃の抜本改正は生協労連の運動の柱

私ども生協労連大阪府連合会（生協労連大阪府連）は、大阪にある生活協同組合（生協）及び関連職場ではたらくなまを組織している労働組合です。そして、私たちの全国組織である全国生協労働組合連合会（生協労連）は、全国46都道府県に組織を有し、現在の組織数は約65,000人で、うち45,000人余り、ほぼ7割がパートなど非正規で働くなまとなっています。生協労連大阪府連でも、3,000人の組合員のうち1,700人余り、ほぼ6割がパートなど非正規で働くなまです。

生協労連では、2004年の第5次中計より「すべての労働者のディーセントワークとジェンダー平等社会の実現」をかけげ、非正規労働者の待遇改善を重点課題とし、当事者である非正規労働者が主体的にとりくむよう、パートなど非正規労働者の均等待遇の実現と組織化を軸とした活動をすすめています。しかし、ご承知のとおり、非正規労働者の賃金は労働市場の相場とのリンクが強く、労使関係での改善がなかなかすみません。加えて、私たちは生協労働者だけでなく、全労働者の賃金底上げが必要だと考えております。したがって、法定最低賃金の改正を運動の柱に掲げ、最賃闘争は、「どこでもだれでも今すぐ1000円以上に、めざせ1500円」という方針のもと、各地域で全労連のなまとともに運動を展開しています。

2. 貧困と格差解消のために、最低賃金の大幅引き上げを

生協職場の事業は、流通・小売、物流・宅配、介護・福祉など多岐にわたります。その多くは、全産業平均と比べ賃金が低く、最低賃金に張り付く労働者が多数いるパート等、非正規雇用労働者が多い業種です。しかし、非正規率4割という現状の中、パートの実態は大きくさま変わりしています。毎年行う生協労連の生活実感アンケートによれば、パートのうち、配偶者が正社員であるため、自らはパートとして収入調整をしながら働く、いわゆる家計補助的な労働者数は半数を下回り、シングルマザーや単身の青年層が増えています。自立した生活を支えるため、待遇改善は喫緊の課題

となっており、生協労連では、春闘や秋闘で、賃上げや格差是正、福利厚生制度や有休休暇制度の均等待遇などを求め、前進を勝ち取っています。たとえば、エフコープでは、パートも含めすべての雇用形態を対象に子ども手当月5000円の支給、また日本生協連ではスタッフ職員（時給労働者）の最低時給は全国どこでも1000円以上を実現するなど大きな成果を生み出しています。

しかし、全国・全労働者の労働組合の組織率は16%、パートはそのうちの1割にも満たない現状では、賃金決定を労使にゆだねていては圧倒的多数の非正規労働者の賃上げ・待遇改善は困難な状況です。そこにすべての労働者の底上げにつながり、貧困と格差を解消する重要な手立ての一つとしての法定最低賃金の重要性があります。

安倍首相は2015年11月に「最低賃金を2016年以降、毎年3%程度ずつ引き上げ時給1000円をめざす」と表明し、昨年の改定では全国加重平均823円に到達しました。これはかってない引き上げ額と評価しています。しかし、残念ながら、これでもなお不十分といわざるを得ません。一番高い東京都が932円、大阪府が883円、年間200時間働いても200万円にも届きません。一番低い宮崎県・沖縄県にいたっては714円、年間2000時間働いても約150万円という低さです。私たちが行っている業界団体との懇談の中でも、「いまの最低賃金は低すぎる。この賃で生活できるとは思えない。しかし、自分のところだけ大幅に賃金を上げるということも、地域の水準を考えるとなかなかできることではない」と言う意見を使用者側の方々から、聞いています。

「労働者が人たらに値する生活を営む」ためにも早急に1000円に到達する視点での審議を行い、今年度の改定では大幅引き上げ額を提示すべきです。

3. 地域格差を縮小し、地域経済の活性化を

昨年の最賃額決定において、中央審議会が目安としたAランクとCDランクの差が当初から4円もあるなか、さらに地域間格差が広がる結果となりました。最高額と最低額の格差は218円（前年は214円、前々年211円）とさらに拡大し、年間2000時間働いた場合、43万6000円もの差がつくことになります。今まさに地域経済の活性化が重要な課題となっているのにもかかわらず、同じ業務で同じ金額の商品を販売していても賃金に23%もの差がつくのであれば、労働者がCDランク地方から流出していくのは当然です。これでは安倍政権がめざす「地方創生」に水を差すばかりではなく、地域のさらなる「衰退」を加速させるものとなります。

最低賃金の格差は地域にとってマイナスという認識は、労使を超えて広く共有されています。最近は、地方自治体から、地域間の最低賃金格差の是正だけでなく、全国一律最低賃金制度の確立を求める意見も国に提出されるようになっています。

この春に「目安制度のあり方に関する全員協議会報告」が出されました。ランクが上がった県が一部ありましたがCDランクは解消されず4ランクを維持する、というものでした。私たちは全国一律の最賃制度を求めており、そのための一歩として今回の報告書でCDランクが解消されることを期待していたので、そうならなかったこと

は非常に残念であり、昨年以上に格差が拡大するのではないかと危惧しています。一方、この報告書には「格差の拡大に配慮すべき」との意見も出されています。中央審議会には、この意見を重視し、格差を縮小しつつ、大幅な底上げをはかる、大胆な改定額をこの夏、提示していただきたいと考えています。

4. 生協職場ではたらくパートのなかまの実態を紹介します

生協労連は、毎年、職場のパートのなかまの声をあつめ、「パート労働黒書」として実態を告発しています。2017年版から、最賃大幅引き上げをねがうパートのくらしの実態を一部ご紹介します。

●安心して暮らせる賃金を

私は6歳、5歳、3歳の子供を持つ、30歳のシングルマザーです。

時給730円で週28時間のパートの仕事をしています。ダブルワークをしたくても、子どもたちの年齢を考えると、現在は出来ない状態です。月に2回の遅番が回ってきた時は、母に面倒を見てもらっていますが、急な発熱等の場合は、職場のみなさんにも助けていただきながら頑張っています。毎月の給与は10万円ありません。平日の自分の休みの日を、お休みを取りたい同僚に代わって出勤にしたりして、少しでも収入を増やすよう考えてやっています。母子家庭なので、国からの補助、母子手当と子ども手当ですが、2ヶ月に1回、交互に支給されます。生活をするためには、自分の給与とその手当等を全て使わなくては、やっていけません。子どもたちの将来を考えての貯蓄というものは、一切できない状態です。今年の4月には長女が小学生になるので、このままの収入だけでやっていけるのか、とても不安です。

安倍首相は「女性がいきいき働ける、女性がきらきら輝ける」という言葉を口にしています。私もいきいき働きたいです。しかし、きらきら輝く女性の前に、私は頼りになる母親なのです。子どもたちをしっかり育てあげる女性です。これから日本を支えていく子どもたちを育てながら働いている女性に、もっともっと手を差し伸べて欲しいです。安心して生活できる時給、収入であって欲しいです。貧困だからあきらめるということのない日本であって欲しいです。

●休みなく深夜まで働いても生活が厳しい

福祉のパートとしてデイサービスで働き時給が910円です。手取り12万2千円ほどです。それだけでは足りず、飲食店で夜に働いています。夜は7時から11時まで働いています。時給900円で深夜割増があり、合計7~8万円ぐらいです。合計20万円ぐらいです。シングルですが息子が戻ってきていて、生活費はいれてくれいますが、貯金ができていません。デイサービスが休みの日曜日も飲食店で朝から夜まで働いています。友だちと遊ぶこともなく、服もがまんしています。行くところもありません。睡眠は6時間ほどなので、送迎で利用者を乗せて運転するときは怖い。でも、ダブルワークをしていることを理由に、職場に迷惑をかけたくないし、特別扱いをするようなことはしてほしくない。介護福祉士をとりたいと思っているけど、50歳をすぎて活かされるかどうか不安。飲食店のバイトは850円から900円にあがった。何年

もあがっていなかったが、最低賃金があがったことが理由。夜の飲食店には、ダブルワークのひとなど、同じ境遇の人が多い。だから、飲食店で働く人と一緒にいると気がまぎれる。デイサービスで働いているときは、本当の自分を明かすことができない。

5. 要請内容

昨年、大阪では最低賃金が25円引き上がり府下25万3千人の労働者に影響しました。しかし、時間額883円では、フルタイムで週5日働いても年収170万円弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。全労連が行った最低生計費調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月22万～24万円、年額270万円前後が必要という結果が出ており、時給に換算して約1500円の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層(ワーキングプア)の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1000円を超えています。賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1000円の到達を求め、下記の通り要請します。

記

- 1、大阪府最低賃金を早期に1000円に到達させる観点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制度を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

以上

大阪地方最低賃金審議会会長 様

2017年7月25日

団体名 〒530-0041 大阪市北区天神橋1-13-1
大阪グリーン会館4階
代表者
所在地 大阪自治体労働組合総連合
執行委員長 荒田 功

**公務・民間すべての労働者が安心して生活できるために
大阪府最低賃金額をただちに時給1,000円以上に引き上げること、
また、時給1,500円以上をめざすための徹底審議を求める意見書**

公務職場では、正規職員の定数削減と公共事業のアウトソーシングが進み、大阪では23自治体で非正規職員率が4割をこえています。非正規職員なしに行政運営は成り立たず、すべての職員が一体となって住民福祉を支えています。本来ならば正規職員が配置されるべき恒常的・基幹的な業務を「非常勤」「嘱託」「臨時」といった職員が配置され、低賃金・劣悪な処遇で働くされている実態があり、普通に働いても生活できない「官製ワーキングプア」を国や自治体行政自ら作り出している状況です。

自治体の非正規職員や公共関係労働者が生活や働き続けることに対して不安を感じていること、離職せざるを得ない状況があることは、行政運営をするうえでの質や専門性の維持・向上の保障ができず、住民の権利を奪う事態に直結します。特に、保育・学童保育・介護など福祉職場では、多くの自治体で4月1日から欠員が生じる事態となっています。

また、昨年、大阪最賃が883円に引き上げられたことによって、大阪府内では38自治体で臨時職員の最低時間給が引き上げられました。しかし、税負担・生活必需品の値上げなどや社会保障の削減により、生活改善や安心して働き続けられるための抜本的な解決につながっていません。

大阪府最低賃金審議会は、大阪の労働者の4割以上が非正規労働者となり、年収200万円以下の貧困層が増加している実態も踏まえ、「普通に働いて普通に生活できる最低賃金額がいくらなのか」など生計費に基づいた水準での議論と最低賃金の大幅な引き上げに踏み込む審議をすべきです。

つきましては、大阪最低賃金審議会において下記の項目について厳正な審議を求めます。

記

- ①大阪府最低賃金をただちに時給1,000円以上に到達させ、1,500円以上を実現させる視点で、改定額の審議すること。
- ②全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- ③最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。



大阪地方最低賃金審議会会長 殿



団体名
代表者名
住 所

申込総連 大阪地方連合会
執務委員会 福井 勇
大阪府浪速区敷津西1-4-11

大阪府最低賃金額 時給1,000円の早期実現を求める意見書

大阪のタクシーは、2002年の規制緩和（参入規制の撤廃）以降、売上が減少するとともに労働者の賃金が大幅に下がりました。その主たる原因是供給過剰で、当時の国土交通省近畿運輸局長も認めっていました。

また、タクシー業界では、厚生労働省が「廃止すること」としている累進歩合制賃金が主流で、タクシー利用客はもちろんのこと、労働者（車両）を増やせば、事業者の儲けが増える仕組みになっていることが賃金減に拍車を掛けたと言えます。

2002年に端を発した約3500台にも及ぶ増車は、大幅な供給過剰を生みだし1台あたりの売上が激減、それに比例して労働者の賃金が下がり、家庭の崩壊を生み出しました。働き盛りの壮年層が減少し、若年層に至っては全くといってよいほど流入しないことから、大阪のタクシー労働者の平均年齢は62歳を超えています。

この間、駅等の待機や客待ちまで、自動日報で休憩時間にカウントし時間外などを支払わない事業者まで現れ、違法行為がまん延するなど危機的な状況と言えます。賃金や労働環境の悪化が進み、過労死（脳・心臓疾患）に至っては、全産業平均に比べ、道路旅客（バス・タクシー）は突出している状況が現在に至っても改善されません。

労働者の労働条件改善を主たる目的とした「法律」が09年に施行されてから8年が経過していますが、この間タクシー事業者は、自ら立法府に求めた「法律」でありながら、その目的を達成する減車には消極的であるとともに、労働条件改善を怠ってきたばかりでなく、「タクシーに最低賃金はなじまない」と主張するなど、無責任極まりない態度です。乗客の「安心・安全」を担保する最低限の労働条件・環境をも是正しないのであれば、地方公共交通機関を担保する事業者のコンプライアンスは無いに等しいと言わざるを得ません。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超える1500円以上のところもあります。賃金の底上げ、内需の拡大、地域の活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金時給1,000円を実現するよう求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

2017年7月26日

団体名 大阪医療労働組合連合会
 代表者名 執行委員長 廣田智美
 住 所 大阪市北区天神橋1-13-1
大阪グリーン会館内

大阪府最低賃金額1,000円の早期実現を求める意見書

医療・介護の職場では、介護職を始め、各種助手業務、運転手、警備、清掃などの業務を行う労働者が、最低賃金か、それに近い低賃金で勤務しています。その影響を受けて、看護師などの職種の賃金も低く抑えられ、医療界全体の低賃金につながっています。また、看護師は地域間の賃金格差が大きく、最低賃金の低い地方では看護師の賃金も低く、結果として地方の医療過疎化が進み、住民の命と健康に深刻な危機が起こっています。

「2016年国民生活基礎調査」では、相対的貧困率が15.6%、子どもの貧困率が13.9%、生活意識について「大変苦しい」「やや苦しい」と回答した世帯が56.5%という結果となり、国民生活は依然として厳しい状況です。

非正規労働者の増加にともない、夫婦で非正規という家庭も増え、特に生計の中心者が非正規雇用労働者である割合は増加しています。非正規労働者と低賃金労働者が増え続け、格差と貧困がますます拡大する状況下で、最低賃金の大幅引き上げへの社会的期待は一層高まっています。

あわせて、この数年間の最低賃金の引き上げで、公務・民間問わず、非正規雇用労働者の賃金が限りなく最低賃金に“貼り付く”状況になっており、非正規ではたらく労働者の賃金を改善するためには、法定最低賃金の大幅な引き上げが極めて重要になっています。

昨年、大阪では25円引き上がり府下25万3千人の労働者に影響しました。しかし、883円では、フルタイムで週5日働いても年収170万弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。全労連が行った最低生計費調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには、全国平均で月22万~24万円、年額270万円前後が必要という結果が出ており、時給に換算して約1500円の最低賃金を実現することが切実な要求です。

大阪においても、非正規労働者が4割を超え、年収200万円以下の働いても生活できない働く貧困層（ワーキングプア）の増加は深刻です。大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は1,000円を超えており、賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金1,000円の到達を求めます。

記

- 1、大阪府最低賃金を早期に1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
- 2、全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
- 3、最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化、公正取引確立のための下請け法等の改正の実行を政府に求めること。

(ひと言)

取扱 1000円の早期実現



2017年7月25日



団体名 大阪労連女性部
 代表者名 事務局長 佐藤 和美
 住所 大阪市北区錦町 2-2 国労会館口印

大阪府最低賃金額 1,000 円の早期実現を求める意見書

最低賃金の大幅引き上げで女性の貧困の解消を

意見の趣旨

1. 最低賃金は、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条に基づき、人たるに値する生活を保障するのにふさわしい水準とすること。当面、即時時給 1000 円以上に引き上げるとともに、1500 円をめざすこと。
 - (1) 最低賃金は生計費原則に基づくものとすべきであり、生活保護の給付水準を上回る最低賃金の水準を保障すべきである。その際、最低賃金と生活保護との比較算定方式のごまかしをただし、より納得性の高い算定を行うこと。
 - (2) 最低賃金額は女性が自立して生活を営める水準とすること。
2. 「女性の貧困」「子どもの貧困」をなくし、少子化を解消するために、最低賃金の大幅な引き上げをおこなうこと。
3. 地域間の経済格差を解消し、日本経済を活性化させるために、全国一律最低賃金制度を確立すること。

意見理由

〈少子化の解消のためにも最低賃金の引き上げを〉

日本の子どもの貧困率は 16・3% と非常に高い。ひとり親世帯の貧困率は 54.6% であり、貧困の連鎖を断ち切るために、母子家庭世帯の母親の稼働所得水準を上げることが喫緊の課題です。政府は少子化を問題視し、その対策について様々な施策をとっているが有効な解決策となり得ていません。少子化解消の最も有効な手立ては、一人の人間が一人の子どもを育てられる生計を営むことができる賃金の保障が必要です。

〈女性の貧困をなくすために最低賃金の引き上げを〉

女性労働者のなかで、非正規労働者が 6 割近くを占め、そのなかでもパート労働者の 7 割は女性で占められています。男性一般労働者の賃金水準を 100 とした場合、女性パート労働者の賃金水準は 45 です。パート労働者の賃金は、現行の最低賃金額すれすれであり、ダブルワーク、トリプルワークをしても、多くの女性が自らの収入で生計を維持することはできません。現在、大阪の最低賃金額は 883 円であり、1800 時間働いたとしても年収 159 万円弱に過ぎません。

現在の最低賃金は、家計補助的な労働の賃金水準となっており、人たるに値する生活を保障せず、女性の自立を阻む要因となっています。2014年1月発表のOECDファミリーデータベースの「2013年子どもおよび子どものいる世帯の貧困率」によると、日本では稼働している母子世帯は、働いていない母子世帯より貧困率が高いと報告されています。生活保護行政では、母子家庭の母親に働くことを奨励する施策が進められていますが、就労へのインセンティブを確保するうえでも生活保護の給付水準を上回る最低賃金が設定されなければなりません。母子世帯の8割以上が就業しているが、その半数は非正規雇用である。母子世帯の貧困問題の解消のために、最低賃金の引き上げが求められています。

また、ワークライフバランスのための施策が整わない中で、女性労働者は非正規雇用を選ばざるを得ず、正規雇用から排除される実情もあるのが現実です。

「女性が輝いて」はたらくためにも、「8時間働けば、ふつうに暮らせる社会」の実現が求められています。残業しなくとも暮らせる賃金を保障するためにも、最低賃金の引き上げは必要です。

現行の男女賃金格差は年金受給額にも反映し、生涯所得での男女格差を生み出し、女性は生涯貧困状態を抜け出すことができません。高齢女性の貧困問題を解決するためにも、最低賃金を引き上げ、生涯にわたる女性差別を是正させることが求められます。

<地域間格差を是正し、日本経済の活性化のためにも全国一律の最低賃金制度を確立すること>

2016年の地域別最低賃金の改訂により、最低額714円から最高額932円と地域間格差は前年より広がった。こうした中、最低賃金が低い地域から、最低賃金が高い地域への人口流出がおこり、地方自治体・地域の中小企業の人手不足を招いている。地域間格差を是正のためにも最低賃金の引き上げ、全国一律の最低賃金制度を確立することが必要である。

大企業は内部留保を積み増ししている。一方で、実質賃金の低下が続き、消費が伸びないことが地域経済を疲弊させている。日本経済の健全な成長のためにも最低賃金の大幅引き上げが必要である。

大企業が社会的責任を果たすとともに、政府が中小企業への援助を行い、最低賃金を大幅に引き上げることが求められている。

以上

2017年7月26日

全国一般労働組合大阪府本部
 団体名 執行委員長 吉野 弘
 代表者名 〒530-0041
 住 所 大阪市北区天神橋1丁目13番1号
 大阪グリーン会館
 電話 06-6354-7212

中小企業労働者、非正規労働者など すべての労働者の賃金改善めざし

大阪府最低賃金1000円以上の実現を求める意見書

昨年、大阪の最低賃金が25円上がり府下25万3千人の労働者に影響しました。しかし、883円ではフルタイム週5日働いても年収170万円弱で、「健康で文化的な生活」は出来ません。

私たち全国一般労組大阪府本部は、中小企業で働く労働者を中心に組織し、パートや介護ヘルパーなどの非正規労働者も多く組織しています。ほとんどの中小企業では業績回復はほど遠く、賃金改善が進んでいません。パート労働者の賃上げも最低賃金改定がなければ進まない状況にあります。年金受給開始年齢が繰り下げられる中で定年後再雇用や継続雇用者も、それまでと全く同じ職務内容・責任を課せられながら、時給900円程度での契約を余儀なくされています。最低賃金の改定がなければ低賃金労働者の待遇改善は進みません。

労働者の7割が中小企業で働いています。最低賃金の大幅引き上げには中小企業への支援も重要です。最低賃金の大幅引き上げは中小零細業者の経営を脅かすとの反対意見があると言われます。しかし、私たち全国一般労組が毎年取り組んでいる中小業者の皆さんとの懇談では、「賃金底上げで消費購買力を向上しなければ景気はよくならない」「大企業の方が最賃並みの低賃金に抑えている」「大企業の下請けいじめや大企業優遇税制をただすべき」など私たちと同じ主張が寄せられています。

労働者全体の賃金底上げで「労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与する」(最低賃金法第1条)ために、大阪地方最低賃金審議会は、大阪の労働実態を踏まえ、最低生計費の観点から最低賃金の水準の妥当性について議論を行い、大幅な引き上げに踏み込むべきです。

世界では全国一律最低賃金制が主流であり、先進国の最低賃金は時給1,000円を超えており、賃金の底上げ、内需の拡大、地域活性化のためにも、中小企業支援策の拡充とともに、早期に最低賃金時給1,000円への到達を求めます。

記

1. 大阪府最低賃金を早期に時給1,000円に到達させる視点で、改定額の審議をすること。
2. 全国・全産業一律最低賃金制を確立すること。
3. 最低賃金の日額・月額設定を復活させること。
4. 最低賃金の大幅引き上げと同時に公契約法の制定、中小企業関連予算の増額、中小企業支援策の強化を進めると同時に、外形標準課税や大企業減税など中小企業に負担を強いいる施策を行わないよう政府に求めること。

以上

ひとこと



労務第5号
平成29年7月24日

大阪地方最低賃金審議会
会長 服部良子 殿

一般社団法人大阪タクシー協会
会長 三野文男

地域別最低賃金額改定に対する意見書

謹啓 平素は、何かとご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、中央最低賃金審議会では、6月27日の同審議会への諮問を受けるとともに、「目安に関する小委員会」が開催され、地域別最低賃金額の改定について検討されているところであります。

また、大阪においても、7月11日に貴審議会へ大阪府最低賃金の改正決定について諮問がなされたところであります。

最低賃金額については、平成19年から毎年大幅な引き上げが続いており、その結果、労働集約産業であり、必要経費に占める人件費の割合が大きいタクシー事業にとっては、その影響は非常に大きく経営を圧迫するところとなっています。

本年も、中央最低賃金審議会及び貴審議会への諮問において、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に配慮した、大幅な引き上げ（年率3%）が求められているところであり、到底認められるものではありません。

タクシー業界は、長期的に利用者が減少しており、加えて規制緩和により深刻な供給過剰に陥ったことにより労働条件が悪化しました。

このため平成21年6月に「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」が制定され、また、平成25年11月には、「同法の一部を改正する法律」が成立し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けてさらなる取り組み強化を図るとともに、法の目的であります労働条件の改善に取り組むこととしております。



このような状況下における大幅な最低賃金額の改定は、労働条件改善に向け努力してきたこれまでの成果を水泡に帰すことにつながりかねません。

特に、タクシー業界では多くの会社が乗務員の給与体系として歩合制を採用しております。水揚げが少なく結果として最低賃金を下回るような場合は当然最低賃金を支給しますが、このような状況が続くと乗務員のやる気をそぐことにもなりかねません。

もとより賃金の引上げが実現され、経済が発展するとともに府民生活がより豊かになることは、府民全員が等しく願うところであり、当業界におきましても強く願望するものであります。最低賃金の引上げは生産性が向上し、事業の賃金支払能力に余力が生じて初めて可能になるものであります。

当協会どいたしましては、上記の理由により最低賃金額の引き上げについて慎重の上にも慎重にご審議されるとともに、地域別最低賃金の原則を定めた最低賃金法第9条の趣旨にご斟酌を賜り、大阪のタクシー業界の現状にご理解をいただきますようお願い申し上げます。

謹白

大阪地方最低賃金審議会会長様



団体名: U.A.市・淀川区・住江労働組合

代表者名: 委員長 楠井 明臣

大阪府最低賃金の大幅な引上げに向けた要請について

〔要請内容〕

1. 大阪府最低賃金は、政労使合意の「雇用戦略対話」および政府の成長戦略に基づき、公正な労働基準とセーフティネットとしての実効性の高い賃金水準の確保に向けて、早急に「連合大阪リビングウェイジ 990円（時間額）以上」に改正すること。
2. 最低賃金の引き上げに当たっては、特に中小企業の生産性向上に向けて総合的な支援施策の拡充をはかること。さらに、企業間における公正な取引が確保されるよう諸施策の実効性を高めること。
3. 新たに設定する産業の特定最低賃金は、新設の申出要件を緩和し、当該産業の賃金の底上げをはかり労働条件の向上に資するものとすること。また、特定最低賃金は、地域別最低賃金に対して優位性を確保すること。
4. 地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を上回るおそれのある業種については、2014年から実施した当該産業の労使を選出した専門部会方式で「改正の必要性審議」を行うこと。
5. 大阪地方最低賃金審議会において、意見書の提出者および関係労働者・使用者、その他関係者の意見聴取の機会を確保すること。特に割合が増加している非正規労働者の生活実態および意見を尊重すること。

〔理由〕

関西・大阪の経済は、緩やかに回復している。中小企業の業況も一部の業種に足踏みがみられるものの持ち直しの動きを示し、雇用情勢は着実に改善している。完全失業率（平成28年10-12月）は3.5%（前年比-0.1P）、有効求人倍率（平成29年2月）は1.45倍（前年比-0.1P）、正社員有効求人倍率も1.05倍と（前年比+0.11P）と安定した労働市場となっている。しかし、就業者の動向は5.6万人が増加したものの、雇用形態別でみると非正規労働者比率は、40.1%と全国平均を上回り、不本意非正規対策が課題である。

また、2016年の物価変動を考慮した実質賃金指数は、消費者物価指数がマイナスになったことで前年比0.7%増となり、5年ぶりにプラスに転じた。しかし、ワーキングプア（働く貧困層）と呼ばれる年収200万円以下の労働者は1,100万人を超え、連合のアンケート（2015年）では、非正規労働者の7割が200万円以下となっている。

これらは雇用における公正・公平な待遇とセーフティネットが確立されないままに規制緩和をおこなった結果であり、OECDからも日本の働き方の二極化による所得・待遇格差の問題は、再々指摘されている。現在、働き方改革で「同一労働・同一賃金の実効性確保」や「生産性向上」の実行計画がまとめられ、不合理な待遇格差の是正が求められている。今後、経済の自律的成長に向けては、日本のGDP約6割を占める個人消費を喚起し、消費性向の高い低所得者層の待遇改善をはかることが、景気の底支えや内需拡大につながるものと認識している。

現在の日本の最低賃金水準は、先進国の中でも極めて低い水準にあり、このままでは

社会の持続的な発展基盤をも揺るがしかねず、社会を不安定化させるものである。今春闘では4年連続で賃上げを獲得していることや生計費等の現状を鑑み、暮らしの底上げをはかるとともに、均等待遇の法制化等の取り組みで待遇格差を是正すべきと考えている。このような低水準を早期に克服しなければ、私たちは日本国憲法第25条で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」をおくる権利が保障されているとは言えない。

地域別最低賃金審議会は、社会的賃金決定システムで賃金の底上げとセーフティネットを確立する今日的役割として、一層重要性を増しており、労働者の生活の安定と向上に寄与するよう十分な機能の發揮を求める。

私たち ~~労働者~~ は、速やかに最低賃金額を大幅に引き上げ、公正な労働基準とセーフティネットの確立に向けて、実効性の高い水準に改正されることを要請する。

以上

震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（883円/時）の大幅引き上げを！

すみやかに全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
中央最低賃金審議会会長殿
大阪最低賃金審議会会長殿
大阪労働局局長殿

2017年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産、育児ができる人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で932円、宮崎、沖縄では714円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は218円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から13兆円積み増しし、過去最高になっています。一方、個人消費は2年連続でマイナス、実質賃金にいたっては11年～15年の5年連続マイナスとなっています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。

については2017年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

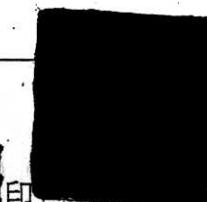
- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2017年 6月 2 日

〒599-0201 阪南市尾崎町1-3-7-201

住所 TEL・FAX 072-472-7270

新日本婦人の会
団体・代表者名 阪南支部



震災復興、生活改善、経済の好循環に向け生活保障賃金の確立を！

大阪府の最低賃金（883円/時）の大幅引き上げを！

すみやかに全国一律^{時間額}1,000円以上の最低賃金実現を求める要請

内閣総理大臣殿
厚生労働大臣殿
中央最低賃金審議会会长殿
大阪最低賃金審議会会长殿
大阪労働局局長殿



2017年 月 日

● 要請趣旨 ●

雇用労働者の4割が非正規雇用になり、労働者の4人に1人が年収200万円以下のワーキング・プアです。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、結婚、出産・育児ができる人が増え、少子高齢化がますます進行し、社会基盤を硬直化させています。そのうえ大震災の被災地の復興や生活再建も進んでいません。

政府は、経済の好循環を実現するには賃金の引き上げが必要と言いながら、地域別最低賃金は最も高い東京で932円、宮崎、沖縄では714円です。フルタイムで働いても、月額11万～13万円の手取りでは、健康で文化的な最低限の生活はできません。地域間の格差は218円に拡大し、労働力の地方から都市部への流出を招いています。地方・地域を再生させるうえでも、地域間の格差の是正と最低水準の大幅な引き上げが絶対に必要です。

安倍首相は「毎年最賃3%程度の引き上げを目指す」としていますが、この目標では2020年には全国加重平均で925円にしかならず、2010年雇用戦略対話の「できる限り早期の全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1000円をめざす」とする政労使の合意からは後退しています。

法人税の減税や円安が急速に進んだことで大企業の内部留保は前年度から13兆円積み増しし、過去最高になっています。一方、個人消費は2年連続でマイナス、実質賃金にいたっては11年～15年の5年連続マイナスとなっています。真の「経済再生」を実現するには、中小企業への経済支援、下請け単価の改善を図り、最低賃金を引き上げることが必要です。人間らしく生活できる金額の最低賃金を基本に、生活保護基準、年金、下請け単価、家内工賃、課税最低限などを整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくることができます。については2017年の最低賃金改定にあたり、下記事項が実現されるよう、貴職のご尽力をお願いします。

● 要請事項 ●

- 最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設をめざすこと。
- 最低賃金時間額を、すみやかに時間額1,000円以上へと引き上げ、時間給1,500円を実現すること。
- 全国一律最低賃金制度は、年金支給額、下請単価、業者や農家の自家労賃などに連動させ、ナショナル・ミニマム（国民生活の最低保障）の基軸とすること。
- 最低賃金は、時間額だけでなく、日額、月額も明示すること。

2017年 月 日

氏名	住所
[REDACTED]	[REDACTED]

[取扱団体] 全大阪労働組合総連合／全国労働組合総連合

この署名用紙は、大阪地方最低賃金審議会に提出します。

要請以外の目的に個人情報が使用されることはありません。

2017年7月26日

大阪地方最低賃金審議会会長 服部 良子 様

日本共産党大阪府議会議員団

最低賃金の大幅引き上げ等を求める要望

調査では、1人暮らしの若者が普通に暮らすためには全国平均で月22万～24万円、年額270万円前後が必要と言われています。しかし、現在の大阪の地域別最低賃金は時給883円で、前年から25円引き上げられたとはいえ、1日8時間、1か月20日間働いても、税・社会保険控除前で月額14万1,280円にとどまります。時給換算で約1500円の最低賃金の実現は切実な要求です。

安倍政権は、金融緩和や減税で大企業のもうけを増やせば賃金が上がり雇用も増えるという経済政策を進めてきました。しかし、大企業のもうけはため込みに回るばかりで、賃金は上がらず税金や社会保険料などの負担は増え、可処分所得が減り、消費も減退しています。

こうしたなか、法律による最低賃金の大幅引き上げは重要です。

日本の最低賃金は国際的にも低い水準にあります。フランス9.76ユーロ(約1218円)、ドイツ8.84ユーロ(約1103円)と軒並み1000円を超します。アメリカのワシントンDCやカリフォルニア州は15ドル(約1667円)への引き上げを決め、韓国でも来年度の16.4%引き上げが決まりました。国際的に恥ずかしくない水準への最低賃金の引き上げは、日本が世界に負う責任でもあります。

また、最低賃金を引き上げることとあわせ、中小企業への支援策を抜本的に強化することは、地域経済の主役である中小企業の雇用と営業を守るために不可欠です。

よって、下記事項について要望するものです。

記

- 1 最低賃金の大幅引き上げを求める(最低賃金を当面時給1000円とし、1500円を目指す)。
- 2 最低賃金引き上げのための中小企業支援を政府に求める。



平成29年度 地域別最低賃金の審議の進め方 (案)

大阪労働局

	本審 (総会)	地域専門部会	事務局の手続き
7月	<p>第321回審議会総会（第2回） 地域別最賃改正諮問 7月11日（火）14:00 4号館2階第1共用会議室</p>		<p>7月11日（火） 地域専門部会委員推薦公示 7月19日締切 意見聴取公示 7月26日締切</p>
		<p>第1回 地域専門部会 7月26日（水）10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>7月20日（木） 地域専門部会委員任命 部会長、部会長代理の選出 審議の進め方について 審議資料等について</p>
	<p>第322回審議会総会（第3回） ・中賃目安の伝達 ・関係労使意見聴取（陳述） 7月28日（金）10:00 4号館2階第1共用会議室</p>		
8月	<p>第323回審議会総会（第4回） 地域専門部会審議結果 の報告及び6条5項適用不可（採決）の場合の 答申 8月4日（金）15:00 4号館2階第2共用会議室</p>	<p>第2回 地域専門部会 7月31日（月）10:00 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議</p>
		<p>第3回～結審 地域専門部会 第3回 8月1日（火）10:00 第4回 8月2日（水）10:00 第5回 8月3日（木）10:00 (予備日) 8月4日（金）13:15 2号館9階共用会議室B</p>	<p>金額改正審議・結審 全会一致の場合には答申</p>
	<p>第324回審議会総会（第5回） 異議申出に係る 諮問、答申 8月22日（火）10:00 2号館5階共用C会議室</p>		<p>答申後 地域最賃答申（意見）要旨 の公示（異議申出）</p>
9月 ～ 10月			<p>異議申出締切 8月21日（月）</p>
			<p>官報公示 8月31日（木）</p>
			<p>効力発生 9月30日（土）</p>

答申要望に関する取組状況報告(平成28年度)

① 的確な周知広報、履行確保

- ・大阪府下各市町村の広報誌等への掲載
- ・ケーブルテレビ(J:COM)等マスメディアを活用した周知広報
- ・鉄道機関の駅などの幅広い公共の場でのポスター掲示
- ・金融機関との包括連携協定を活用した周知広報
- ・最低賃金履行確保(集中的な監督の実施)

② 生産性向上等に対する支援措置の効果的な周知、利活用の勧奨

- ・業務改善助成金・キャリアアップ助成金の拡充に伴う積極的な周知
- ・近畿経済産業局ほかが実施する中小企業支援措置に関するリーフレットを各労働基準監督署へ配布し、集中監督の機会を利用した周知
- ・労働基準監督署における出張相談(4署)
- ・最低賃金ワン・ストップ無料相談、賃金制度相談日の設置
- ・金融機関との包括連携協定を活用した周知広報

③ 行政機関の委託に関する履行確保、発注時の特段の配慮要請

- ・要請文による配慮要請
労働基準部長が大阪府・大阪市・堺市の契約部局長へ直接対面要請
- ・意見交換会の開催と情報の連携
①新聞報道を端緒に、大阪府、大阪市、堺市外、契約担当者を集めた意見交換会の開催
②自治体からの最賃違反等情報に対し、窓口の設定に向けて調整中

④ 公正な取引慣行の構築、関係法令の遵守

- ・下請かけこみ寺連絡会議にて、最低賃金改定の周知、支援施策の情報と取組を報告
- ・中小企業等の取引にかかるトラブルの具体的事例などを情報収集
- ・近畿経済産業局との相互協力
関連事業のリーフレットを各監督署へ配布、下請法等関係法令遵守の徹底

⑤ 中小企業等に対する支援措置の利活用の状況

- ・業務改善助成金申請50件、(H27 適用外)
- ・専門家派遣等相談実績 (相談件数525件、専門家派遣延べ92日)
- ・キャリアアップ助成金の計画件数1,732件(H27 212件)

